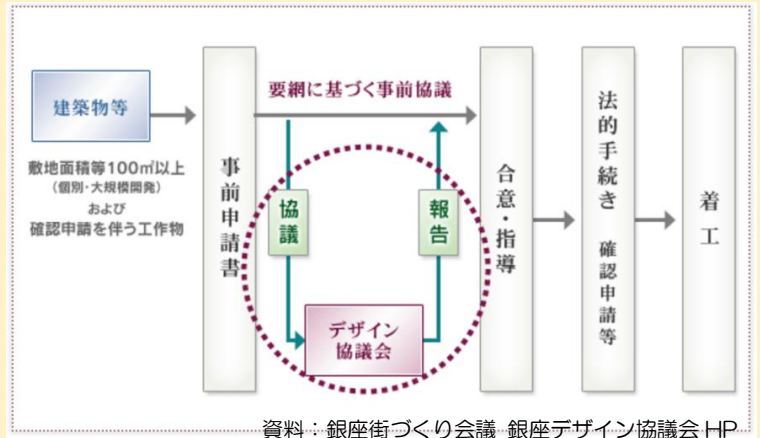


取組のポイント

地元主導でまちづくりの体制を構築し、まちづくりをコントロールするための官民連携のルール（協議システム）を主体的に運用すること等により、まちのブランド力の維持・向上を目指す取組。

- 東京都中央区では市街地開発事業指導要綱に基づき、敷地面積 100 ㎡以上の建築計画について区との事前協議が必要であるが、区長によって認定された「デザイン協議会」のある地域では、敷地面積等が 100 ㎡以上の建築計画および確認申請を伴う工作物について、法的手続きの前に、デザイン協議会との事前協議を必要としている。
- 銀座地区（銀座 1 丁目から 8 丁目まで）では、協議型のまちづくりを目指すための組織として、平成 18 年に、区長が「銀座デザイン協議会」を指定（第 1 号）。
- これに基づき、銀座デザイン協議会が、一定規模以上の開発計画や工作物などについて、開発業者と協議を行い、銀座の街にふさわしい計画（デザイン等）をコントロール。



(1) まちづくりの背景

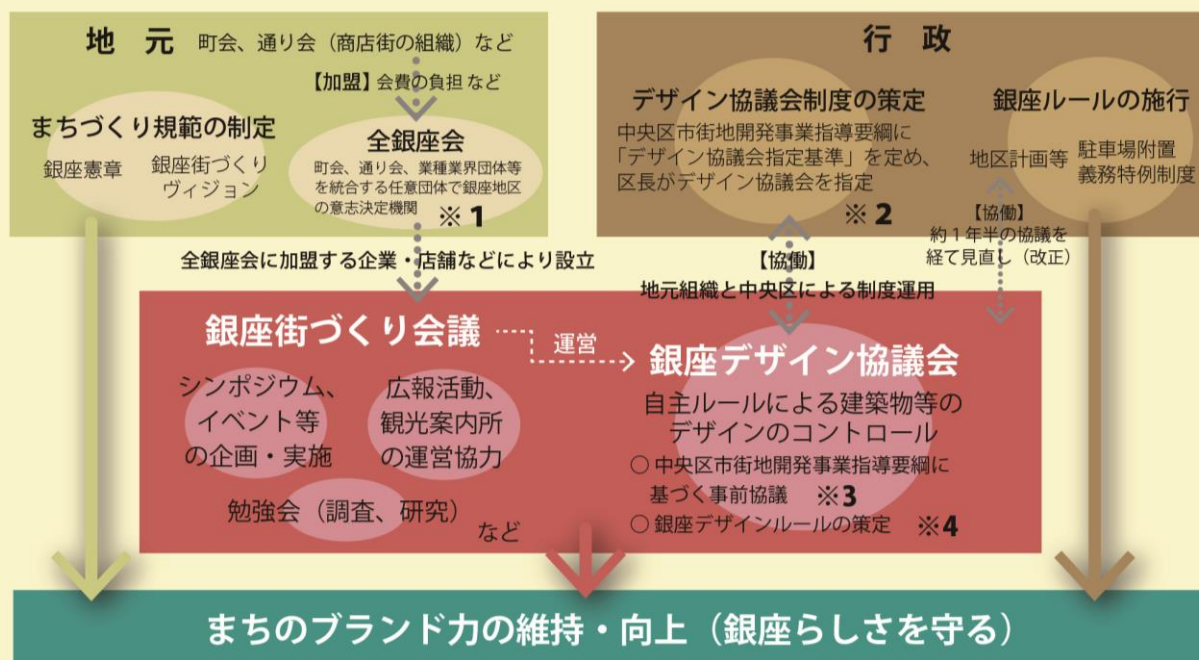
- 銀座エリアは、明治期以来、我が国を代表する繁華街・商店街として発展してきた。
- 銀座には、まちの人たちが自ら話し合いながらものごとを決める歴史・風土があり、明治期より現在に至るまで変わらず引き継がれてきた。まちづくりについても、同様の姿勢・考え方に基づき取組まれてきた。
- 近年のまちづくりにおいては、交通や駐車の問題、広告看板や音声の規制の問題など、課題が多様化する傾向にある。地元では、これらへの対応とともに、一貫して「銀座らしさ」とは何かということを問い続けている。



(2) 基本データ

所在地	東京都中央区銀座一丁目～八丁目		中央区人口 約 14.5 万人（H28.4.1）			
まちの性格 （該当するものに「○」印） ※ H28.10 時点	①商業・業務地区（既成市街地）	②商業・業務地区（新規開発）	③商業・業務地区（新規開発＋周辺既成市街地）	④住宅地区（既成市街地）	⑤住宅地区（新規開発）	⑥その他
	○	-	-	-	-	-
主なまちづくりの主体	銀座街づくり会議、銀座デザイン協議会 など					
主な取組内容 （該当するものに「○」印）	A. まちづくりルール【○】		B. イベント【○】			
	C. 情報発信【○】		D. 防災・防犯、環境維持【×】			
	E. 公共施設管理【×】		F. その他【○】			
	※ 『A.』～『F.』の分類は、国土交通省社会資本整備審議会「新たな都市マネジメント小委員会」の資料（ http://www.mlit.go.jp/common/001059393.pdf ）をもとに再分類したものの					

(3) まちづくりのスキーム



資料：各種資料等に基づき（一財）都市みらい推進機構が作成

<全銀座会について>

- ・『全銀座会（※1）』は、町会、通り会、業種業界団体等を統合する任意団体。
- ・銀座地区の意志決定機関であり、街づくり、環境安全、防災対策、催事、広報など7つの委員会により活動。

<デザイン協議会制度について>

- ・『中央区市街地開発事業指導要綱』に「デザイン協議会指定基準」が示されている。
- ・景観等に配慮したまちづくりを推進することを目的とし継続的に検討を行なう団体を区長が指定すること（中央区市街地開発事業指導要綱 第2条第九号）としている（※2）。
- ・デザイン協議会の対象区域において開発事業等を行う場合、開発事業者は、デザイン協議会と協議を行い、協議内容を記載した報告書を合意書に添付し区長に報告すること（中央区市街地開発事業指導要綱 第12条）としている（※3）。

<銀座デザインルール（※4）について>

- ・「銀座デザインルール」は銀座に相応しい景観やデザインの考え方をまとめたもの。
- ・数値や言葉等による細かいルールでなく、過去の協議で蓄積された事例を挙げながら、銀座らしいデザインの判断基準（建築物、工作物、内外装、看板、照明、デジタルサイネージ、音声などについて）等がまとめられている。通常のガイドラインに示されるような色や大きさの基準、禁止事項等は記されていない。



【資料】銀座街づくり会議 銀座デザイン協議会 HP (<http://www.ginza-machidukuri.jp/>)、銀座デザインルール(第二版)、「ローカルルールによる都市再生(川崎興太著、鹿島出版会)」、国土交通省社会資本整備審議会「新たな時代の都市マネジメント小委員会」資料 (http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/s204_management01_past.html) など